

お知らせ

平成 25年 6月 28日
阪神高速道路株式会社

工事における総合評価落札方式(試行)の取り組みについて

阪神高速道路株式会社(大阪府中央区、代表取締役社長:山澤俱和)は、平成25年7月から、工事における総合評価落札方式において、以下の「新しい型」および「タイプ」を試行導入致します。

弊社では、工事の適正な品質確保を図るため技術と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を、工事の規模や内容に応じて設定する「高度技術提案型、標準型、簡易型、特別簡易型」の4種類の「型」により実施してきました。今般、入札参加者の技術提案書作成に係る負担軽減、発注手続きの期間短縮、入札参加者の拡大などを目指して新たな発注方法を導入します。

具体的には、従来の「型」に「施工能力確認型」を加えるとともに「企業の施工能力等」の評価において新しく「タイプ」の考え方を導入し、それぞれの「型」に4つの「タイプ区分」を設けることと致しました。

1. 施工能力確認型

- 【目的】入札参加者の技術提案書作成に係る負担軽減と発注手続きの期間短縮を図るため。
- 【内容】「技術提案・技術的所見」に代わり、参加資格要件として求める直近15年の施工実績とは別に、直近2~5年における施工実績を最大2件まで求め評価対象とします。本施工実績の提出は任意であり参加要件ではありません。本方式により、契約までの期間は最大2週間程度短縮可能となります。
- 【適用】試行的に、特に発注手続きの期間短縮が求められ高度な技術的検討の必要のない緊急修繕事業関連工事等に適用する予定です。

2. タイプ区分

1) 通常タイプ(従来と同じ)

「企業の施工能力等」の評価においては、従来通りの方法で「企業の施工実績」と「配置予定技術者の能力」の評価を行います。

2) 工場製作タイプ

【目的】工場製作期間が長く、現場での施工期間が全体工期の後半となる工事において、応

札時に現場での専任技術者を特定するのが困難なために入札に参加できないことがあるという指摘に対応し、入札参加者の拡大を図るため。

【内容】「企業の施工能力等」の項目において「配置予定技術者の能力」の評価は実施せず「企業の施工能力」と「技術提案・技術的所見」で評価します。入札時に施工現場に専任する「配置予定技術者」の資格要件を指定しますが、必ずしも個人名は求めません。個人名を登録しない場合、入札参加者は入札時に誓約書を提出し、施工現場で専任が必要となる期間は、資格要件を満たし事前に発注者の承諾を得た監理技術者等を配置します。

【適用】試行的に、工場製作を含み現場作業が工期の後半に集中する施設工事に適用する予定です。

工場製作期間中においても監理技術者等（兼任可）の配置は必要です。

3) チャレンジタイプ

【目的】官公庁発注工事の受注実績は少ないが、強い入札参加意欲を持ち、技術力の高い企業などへの入札参加機会の拡大を図るため。

【内容】「企業の施工能力等」の項目を評価せず、「技術提案・技術的所見」のみで評価します。「技術提案・技術的所見」の内容により技術点が決まるため、技術力のある者が参加・競争(チャレンジ)できる環境を整えて、受注実績の少ない企業も含め、より多くの企業の参入を促しつつ、価格と技術力に優れた者を選び、公共工事の品質確保・向上を図ります。

【適用】試行的に、比較的高い技術力を求める工事に年間数件程度適用する予定です。（施工能力確認型には適用しません）

4) 建築タイプ

【目的】通常タイプでは加点される工事实績が公共工事に限られていますが、民間発注工事が多い建築工事において民間発注工事の実績も重視することにより入札参加者の拡大を図るため。

【内容】「企業の施工能力等」の項目において、官公庁発注の実績だけではなく民間での実績も加点対象とし、評価方法も「発注者区分」により評価していたものを、「工事の同種性」による評価に変更します。

【適用】試行的に建築工事に適用する予定です。

本制度は7月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。詳しくは各工事の入札説明書をご覧ください。